〇 主文

一 原告らの請求を棄却する。

上 訴訟費用は原告らの負担とする。

〇 事実及び理由

第一 請求

被告は与那国町に対し金一〇〇〇万円及びこれに対する昭和六二年一〇月一五日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、被告が普通地方公共団体である与那国町の収入役であった当時町の公金一〇〇〇万円を亡失させたとして、同町の住民である原告らが、地方自治法(以下、単に「法」という。) 二四二条の二第一項四号により、与那国町に代位して、被告に対し損害賠償を求めた住民訴訟である。

ー 争いのない事実等

1 原告らは与那国町の住民であり、被告は、昭和四二年一〇月二五日から昭和五四年一〇月二六日まで与那国町の収入役の地位にあった者である。

2 与那国町は、昭和五四年九月三日、株式会社琉球銀行八重山支店から一時借入金として同町長A名義で一五〇〇万円を借り入れ(以下「本件借入金」という。)、同日、右金員が同町収入役被告名義の同銀行預金口座に振込入金された。そして、同日、右銀行口座から二〇〇〇万円が現金で払い戻され(甲二、九)、一〇〇〇万円が同町収入役被告名義の与那国町農業協同組合貯金口座(以下「農協貯金」という。)に入金された(甲二六、乙五、一三の一)。

金」という。)に入金された(甲二六、乙五、一三の一)。 3 その後本件借入金については、同年一〇月一日に被告により元本五〇〇万円が、同年一二月二五日に被告の後任収入役Bにより元本一〇〇〇万円がそれぞれ見を付して右銀行に返済された(甲二、三、九)。なお、農協貯金からは、昭和五年一月一四日、一〇〇〇万円が払い戻されている(甲二六、乙五、一三の一)。 4 昭和六〇年一〇月六日、与那国町の監査委員による月例出納検査の結果、一会計で四三二〇万七八八三円、水道特別会計で四四五万六八八六円長では、監査によりの現金が不足しているとされ、同月二三日の明書に対し、監査に対し、日は、昭和六一年一月六日、沖縄県知事に対して審査請求を同りの決定に対し、日は、昭和六一年一月六日、沖縄県知事に対して昭和五四年一月二六日日が被告から事務引継を受けた際に作成された事務引継書(甲一)に立てたが、昭和六二年二月一六日になされた裁決(甲六)では、昭和五四年一月二六日日が被告から事務引継を受けた際に作成された事務引継書(甲一)に同のの明金が亡失していたとして、一〇〇万余円について右賠償命令を取り消した。

5 町長 C は、昭和六二年二月二一日、与那国町の監査委員二名に被告の賠償責任の有無等について監査を求め(甲九)、これに対し、監査委員から、同月二五日、被告に一〇〇〇万円の賠償責任があるとの意見及び事実認定不可能であるとの意見がそれぞれ報告された(甲一〇、一一)。町長 C は、同年四月一日、被告に対し、一〇〇〇万円を同年五月三一日までに賠償することを命じ(甲一二)、被告は、同年四月二〇日、右賠償命令に対して異議を申し立てた(甲一三)。被告は、同月行われた同町の町長選挙で当選し、同年五月八日、町長に就任したが、同月一五日になされた前町長 C からの事務引継の際、被告に対する賠償命令に関する事項については保留するとして、実質的に引継を拒否した(甲一四)。

おれた同間の間を選挙で当送し、同年五万八日、間長に就住したが、同方 五日になされた前町長のからの事務引継の際、被告に対する賠償命令に関する事項については保留するとして、実質的に引継を拒否した(甲一四)。 6 原告らは、同年六月二四日、同町監査委員に対して、被告に損害賠償の請求をする措置を講ずるよう求める監査請求(以下「本件監査請求」という。)をしたが、監査委員が六〇日以内に監査又は勧告を行わなかったため、同年九月二一日、被告が本件借入金のうち一〇〇〇万円を亡失させたとして、その損害賠償及び遅延損害金の支払を求め、本件訴訟を提起した。

7 その後与那国町は、昭和天皇の崩御に伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律(以下「懲戒免除法」という。)三条及び五条に基づき、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(以下「本件条例」という。)を制定し、本件条例は、平成元年三月二二日に公布、施行された。本件条例三条では、「地方自治法二四三条の二の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。ただし、本人の犯罪行為による賠償の責任に基づく本人の債務については、免除することができない。」旨規定されている(乙一ないし三)。

二 争点

1 「正当な理由」の存否(本案前の主張)

(一)被告の主張

原告らの本件監査請求は、その主張する亡失行為から七年以上経過してなされたもので、法二四二条二項の監査請求期間の定めに反する不適法なものである。 原告らは同項但書に規定する「正当な理由」があると主張する。しかし、本件借入金がなされた当時の町長Aは、毎年二回以上、予算執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しており(法二四条の三第一項)、また、同町監査委員は、毎月同町の現金の出納状況について終めし、その結果を町議会に報告していたから(法二三五条の二第一項、第三をなし、その結果を町議会に報告していたから(法二三五条の二第一項、第三をなし、原告らは本件借入金の存在及び返済状況を知り得たはずであり、既にその時において原告らの主張する本件亡失金についても監査請求をすることは可能である。したがってもと考えられるし、仮にそうでないとしても、原告らは、昭和六二年二月一六日になされた前記知事の裁決により本件亡失金問題を知り得たというのであり、本件監査請求はその時点から四か月以上経過してなされたものである。したがって「正当な理由」はない。

(二) 原告らの主張

被告による本件亡失行為は秘密裡になされたものであり、その後も被告及び後任の Bにより町長や監査委員等に虚偽の書類を提出したり、見せ金を利用するなどして 秘匿されていたもので、原告らは、前記監査委員の監査の結果が報告されるま知を 失金の存在自体知り得ず、更に、これが被告の行為によるものであることは石 の裁決により初めて知り得たことである。加えて、前述のとおり、右裁決後町長の は監査委員に監査を求め、更に、被告に対し賠償命令を出していたのであり、原告 らが監査請求をする必要性は、新町長となった被告が昭和六二年五月一五日に被告 自身に対する賠償命令に関する事項について引継を拒否した際に初めて生じたもの である。したがって、原告らが同年六月二四日に本件監査請求をなしたことには 「正当な理由」がある。

2 本件亡失金の存否(一) 原告らの主張

被告は、本件借入金について、与那国町の一般会計公簿(出納日計簿)の昭和五四年九月一一日の町債欄に入金一〇〇〇万円と記帳したのみで残金五〇〇万円を亡失させ、更に、本件借入金の返済のため同月二六日に一般会計から一〇〇〇万円を出金し右会計公簿の同日の町債欄に出金一〇〇〇万円と記帳したが、同年一〇月一日に五〇〇万円を銀行に返済したのみで残金五〇〇万円を亡失させた。

(二) 被告の主張

与那国町は、従前より、同町の基幹産業であるキビ作農家のための重要な工場である精糖工場を経営する同町農協に対して財政的援助等を実施してきたが、昭和五四年当時同農協は財政危機に見舞われ工場の運営に支障をきたし職員の給与の支払にも事欠く状態であったため、同農協長の要請を受け、町長、助役、収入役の各決裁を得たうえ、本件借入がなされたものである。本件借入金は同年九月三日に前記銀行預金口座に入金され、被告は、同日、右口座から二〇〇〇万円を現金で払い戻

し、うち一〇〇〇万円を同農協への支援策の一環として同農協に協力貯金を行い、 残金一〇〇〇万円は、町の金庫に保管するなどして一般財源に充てた。そして、一時借入金は本来歳入となるものではなく、歳入歳出外現金の範疇に入るものでもな いことから会計公簿に記帳していなかったにすぎず、原告らの指摘する昭和五四年 九月一一日及び同月二六日の町債の欄の入金及び出金各一〇〇〇万円の記載は、本 件借入金とは別個の町債一〇〇〇万円の起債及び償還の記載であって、同年一〇月 二六日の事務引継の際には、口頭で一時借入金の残額一〇〇〇万円が存在すること を引き継いでいる。そのため後任のBも同年一二月二五日に一〇〇〇万円を返済し たものである。

3 免除の有効性

被告の主張

仮に本件亡失金が存在し、被告に損害賠償責任が成立したとしても、右責任に基づく債務は、本件条例三条により、将来に向かって免除されている。本件条例は、昭 和天皇崩御に伴う行政上の恩赦の一種として賠償責任に基づく債務の免除等を定めているものであるところ、該当者すべてに等しく適用されることを予定しているも のであって、原告らの主張するような具体的免除の意思表示がなくとも条例の公 布、施行により効力は発生している。

原告らの主張

次のとおり、免除の有効性に関する被告の主張は理由がない。

- 免除は債権者の債務者に対する意思表示により成立するものであるとこ ろ、与那国町長が被告を特定して個別の免除の意思表示をしたことはなく、免除の 効果は生じていない。
- 被告の本件亡失行為は、町の公金を自己の用途に充てる目的で着服横領し たもので業務上横領罪に該当する犯罪行為であって、本件条例三条但書により免除 することはできない。
- 免除は賠償責任を負っていることが前提となるものであり、被告は、本件 (3) 亡失行為自体を否認し自己の賠償責任を争っている以上、免除を主張することは信 義則に反し許されない。

第三 争点についての判断

一 「正当な理由」の存否について 法二四二条二項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通 地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為 を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによ って判断すべきものである。本件についてこれをみるに、原告らの主張する被告に よる本件亡失行為については、亡失金の存在自体当時公表される財政に関する情報 のみでは住民らが知り得る性質のものではなく、更にこれが被告の行為によるものであるかどうかは昭和六二年二月一六日になされた知事の前記裁決により初めて問題となったもので、原告ら住民においてもその時点で初めて知り得たことというこ とができる。

ところで、前述のとおり、右裁決後町長Cは監査委員に監査を求め、現実に、被告 に対し法二四三条の二第三項による賠償命令を出していたのであり、本件訴訟が与 那国町に代位して被告に対し損害賠償を求めるものであり、本件監査請求も右損害の補填に必要な措置を講ずべきことを求めるものであることからすれば、法的には賠償命令とは別個に原告らによる監査請求及び住民訴訟が可能であったとしても、新町長となった被告が昭和六二年五月一五日に自己に対する右賠償命令に関する事 項について引継を拒否するまで、原告らにおいて監査請求をする客観的必要性はな かったものというべく、本件の場合、かかる特段の事情が存在したものと認められ る以上、同年六月二四日に初めて本件監査請求をなしたことには「正当な理由」が あるというべきである。

本件亡失金の存否について

前記裁決書(甲六)によれば、与那国町長は、監査委員による監査の結果、昭和六〇年一〇月六日当時において、繰延歳出金額や過大計上繰越金額、歳入の二重計上 等を調整した上、帳簿上あるべき現金等に対し現実の現金等が四七六六万四七六九 円不足していると認定したこと、右裁決に当たり沖縄県知事も九四万円の支出伝票 の記入漏れがあるほか右亡失金を確認したとされていることからすれば、昭和六〇 年一〇月六日当時において、与那国町で四六七二万四七六九円の公金の亡失があっ たものと認めることができ、右認定を覆すに足りる証拠はない。ところで、右裁決 書では、被告からBへの事務引継書(甲一)に、双方確認の上引継がなされた旨記

載されており、一方、本件借入金の残高一〇〇〇万円については記載されていなかったことから、一〇〇〇万円については右引継時に既に亡失されていたものと記載されているところであるが、右は、異議申立てに係るBの損害賠償金額を特定する に当たり、確認して引継がなされている以上、右事務引継書に明記されていない一 時借入金一〇〇〇万円を除き、引継の際それ以外に亡失金はないものとして責任を 負うべきであるとの判断を示したものと解するのが相当であり、右裁決書の記載か ら当時原告の主張するような一〇〇〇万円の亡失金が存在したと即断することはできないし、また、右事務引継書に本件借入金についての記載がなかったとしても、 それのみでは公金の亡失を証明するものとはいい難いものである。 次に、出納日計簿(甲四)には、本件借入金について、その借入日及び返済日には 該当する記載がなく、一方、昭和五四年九月一一日及び同月二六日の町債欄に一〇 ○○万円の入金及び出金の各記載がなされているところ、原告らは、右町債欄の入 出金の各記載が本件借入金に関してされたものであるとの前提に立って本件亡失金 の存在を主張するが、本件全証拠によっても右前提事実を認めるに足りないから、 原告らの右主張は、その前提を欠くものとして、失当というべきである。かえって、前述のとおり本件借入金が入金された昭和五四年九月三日に同じ銀行預金口座 から二〇〇〇万円が現金で払い戻され、同日、一〇〇〇万円が農協貯金に入金されていること、その後、本件借入金については、同年一〇月一日に被告により元本五 ○○万円が、同年一二月二五日に被告の後任収入役Bにより元本一○○○万円がそ れぞれ利息を付して右銀行に返済されていること、また、農協貯金からは、昭和五 五年一月一四日に一〇〇〇万円が払い戻されていることに照らせば、本件借入金が 農協への協力貯金を目的としたものであり、昭和五四年一〇月一日に返済された五〇〇万円を除く残額一〇〇〇万円が現実に右用途に充てられ、かつ、同月二六日の 事務引継の際には右残額が存在することをBに引き継いだ旨の被告の供述は、あな がちその信ぴよう性を否定できないものといわざるを得ない。 したがって、本件亡失金が存在するとの原告らの主張は理由がないことに帰すると いわなければならない。

三 免除の有効性について

のみならず、仮に本件亡失金が存在し、被告に損害賠償責任が成立したとしても、 次のとおり、右責任に基づく債務は、本件条例三条により将来に向かって免除され ているものと解される。すなわち、

四 結論

以上の次第であって、原告らの請求は理由がないのでこれを棄却することとして、 主文のとおり判決する。 (裁判官 土肥章大 河野清孝 山田 明)